

鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
について

次のように改める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 4 年鹿沼市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(15) 潜水業務手当

第 1 8 条を第 1 9 条とし、第 1 7 条を第 1 8 条とし、第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

(潜水業務手当)

第 1 7 条 潜水業務手当は、消防職員が潜水器具を着用し、潜水訓練又は潜水作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事 1 回につき 1, 0 0 0 円を超えない範囲で規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。